

江田島市総合計画審議会の傍聴に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江田島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、審議会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 会長は、審議会の開催場所の規模等により審議会を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会の進行の妨げとなるような行為をしないこと。

(2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときはこの限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、審議会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、会長が定める。

附 則

この基準は、平成25年7月16日から施行する。